行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 4月 1日~令和 6年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1:令和 5年 1月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- ●令和 3年 4月~ 所定外労働の現状を把握
- ●令和 3年 7月~ 社内検討委員会での検討開始
- ●令和 3年10月~ ノー残業デーの実施

管理職への研修(年2回)及び社内広報誌による社員への周知 (毎月)

目標2: 令和 6 年 3 月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり 平均年間10日以上とする。

<対策>

- ●令和 3年 4月~ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- ●令和 3年 7月~ 社内検討委員会での検討開始
- ●令和 3年10月~ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- ●平成 4年 1月~ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる 取得促進のための取組の開始